

# 整骨院・接骨院（柔道整復）を受けられる方へ

整骨院・接骨院にかかる際、国民健康保険が使える場合と、使えない場合があるのをご存知でしょうか？

## ◎ 健康保険が使える場合

※看板等に「各種保険取扱」と書いてあっても、全ての施術で保険証が使えるわけではありません。

- ◎ 外傷性が明らかな捻挫・打撲・挫傷（肉離れなど）  
（負傷の原因が外傷性によることが明確な場合は、国民健康保険が使えます。）
- ◎ 医師の同意がある骨折・脱臼（応急手当を除き、継続治療には医師の同意が必要）

## × 健康保険が使えない場合（全額自己負担になります）

日常生活や加齢による  
**肩こり、疲労、体調不良  
や腰痛、五十肩、  
膝の痛み**など



医師が治療すべき内科的病気  
**（神経痛・リウマチ・  
慢性関節炎・ヘルニアなど）**  
からくる痛みや  
こりなど・・・



原因不明の違和感や痛み、  
以前に交通事故による後遺症、  
治った箇所が再び・・・  
**自然に痛み  
出したもの**



スポーツなどによる**肉体疲労、  
負傷原因のない筋肉痛**



医師の同意のない

**骨折や脱臼の治療  
（応急処置を除く）**



その他にも・・・

- × 痛み出す前の **予防目的**
- × 脳疾患後遺症などの  
**慢性的な麻痺**
- × 慰安目的や **マッサージ**
- × **ついで**の施術  
「家族に付き添ったついでに」  
「ついでに他の部分も」
- × **骨盤矯正**

原則として、同じ部位に対して  
保険医療機関で治療を受けな  
がら**同時期**に整骨院・接骨院  
の施術を受ける時、国民健康保  
険は使用できません。

症状の改善がみられない  
**長引く施術**は他の疾病が原因と  
も考えられます！



（並行重複不可）



仕事中や通勤途中におきた負傷  
**（労災保険扱い）**



などの利用は**国民健康保険  
適用にはなりません。**

## ⚠ 施術を受ける時の注意事項

- 1 負傷の原因を正しく伝えましょう。（いつ、どこで、何をして、どんな症状なのか）
- 2 医療機関(病院、診療所、整形外科など)との重複受診はできません。
- 3 施術が長引く場合は、医師の診断を受けましょう。
- 4 [療養費支給申請書]の内容をしっかり確認し、必ず自分で署名しましょう。
- 5 領収証をもらいましょう。



## 施術内容についてお尋ねすることがあります！ご協力をお願い致します

皆さまが納めた国保税が財源です。適正な支払いがされているかどうか、請求に誤りがないかを、文章または電話・訪問にて負傷原因・治療年月日・施術内容を確認させていただくことがあります。適正な療養費支給の為に、ご協力をお願い致します。